

兵庫県公報

平成29年9月26日 火曜日 第2938号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○平成29年度自衛官候補生採用試験の実施（市町振興課）	1
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○同上（同）	3
○同上（同）	3
○同上（同）	3
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○道路の位置指定（建築指導課）	4
公 告	
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	4
○同上（同）	5
○土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	6
○同上（同）	6
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	7
○同上（同）	8
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	9
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	10
○同上（同）	11
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○同上（同）	11
○同上（同）	12
○同上（同）	12
公安委員会告示	
○地域交通安全活動推進委員の委嘱	12
○地域交通安全活動推進委員の解嘱	13
正 誤	
○平成12年3月29日付け兵庫県公報第3号外中	13
○平成12年3月31日付け兵庫県公報第7号外中	13
○平成14年3月29日付け兵庫県公報第14号外中	13

告 示

兵庫県告示第856号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成29年度自衛官候補生の採用試験期日、受付期間、試験会場、合格発表及び採用時期を次のとおり告示する。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期

男子	平成29年10月20日（金） 又は同月21日（土）の指 定されたいずれか1日	平成29年 9月26日（火） から同年10月13日（金） まで	陸上自衛隊千僧駐屯地 （伊丹市広畑1-1） 又は 陸上自衛隊姫路駐屯地 （姫路市峰南町1- 70）	試験時に 告知	採用予定 通知書に より告知
----	--	---------------------------------------	--	------------	----------------------

2 問合せ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 （神戸防災合同庁舎4階）	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 （インペリアル・トラストビル3階）	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10（宮浦ビル1階）	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1（神戸留学生会館2階）	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1（伊丹駐屯地内）	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 （グランドハイツコーワビル2階）	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3（第2三建ビル2階）	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 （加古川産業会館JAビル7階）	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地（青野原駐屯地内）	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240（大手前ダイネンBLD）	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市旭1-3（相生地方合同庁舎2階）	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2（柏原センタービル2階）	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449



兵庫県告示第857号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年9月11日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	市ノ池地区	平成29年 9月26日から 同 年10月16日まで	高砂市役所



兵庫県告示第858号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
平成29年 7月28日から同年11月 9日まで
- 3 作業地域
姫路市夢前町菅生潤地内



兵庫県告示第859号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
平成29年 8月31日から平成30年 3月23日まで
- 3 作業地域
加西市笹倉町及び中富町地内



兵庫県告示第860号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、播磨町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び2級水準測量）
- 2 作業期間
平成29年 7月29日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
播磨町古宮地内



兵庫県告示第861号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市天満菅原土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び出来形確認測量）
- 2 作業期間
平成29年9月13日から平成30年3月30日まで
- 3 作業地域
姫路市大津区天満菅原地内



兵庫県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年9月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年9月26日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 明石高砂線	加古郡播磨町本荘1丁目203番1から 同郡同町本荘2丁目203番2まで	旧	8.0から 10.0まで	92.0	
		新	10.0から 15.0まで	92.0	



兵庫県告示第863号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28淡路位置 0008号	29.9.13	南あわじ市八木鳥井字鳥井441番の一部、 459番9、459番12	4.10	24.91

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三条北(2) I (107000028)	芦屋市三条町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
山芦屋(2) I (107000029)	芦屋市山芦屋町 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市都市建設部防災安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課
〒662-0854 西宮市樫塚町2-28

(3) 提出期限

平成29年10月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月15日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
脇本(2) II (119000023)	小野市脇本町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075—2

(3) 提出期限

平成29年10月18日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月15日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第957号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

奥池南(2) I（107000010）の項中別図10、奥池南(3) I（107000011）の項中別図11、山芦屋 I（107000015）の項中別図15、三条北 I（107000017）の項中別図17を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月4日（水）から同月18日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市都市建設部防災安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課

〒662-0854 西宮市樫塚町2—28

(3) 提出期限

平成29年10月18日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月15日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第395号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

日吉(1) I（119000001）の項中別図1を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月4日（水）から同月18日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課
〒673-1431 加東市社字西柿1075—2
- (3) 提出期限
平成29年10月18日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月15日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥池(1) I (107000001)	芦屋市奥池町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
奥池(2) I (107000002)	芦屋市奥池町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥池(3) I (107000003)	芦屋市奥池町（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
奥池(1) II (107000004)	芦屋市奥池町（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
奥池南(1) I (107000007)	芦屋市奥池南町（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
奥池南(2) I (107000010)	芦屋市奥池南町（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
奥池南(3) I (107000011)	芦屋市奥池南町（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
奥山 I (107000012)	芦屋市奥山（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
山芦屋 I (107000015)	芦屋市山芦屋町（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
三条北 I (107000017)	芦屋市三条町（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

山手(2) I (107000019)	芦屋市山手町(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
六麓荘 I (107000023)	芦屋市六麓荘町(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
劔谷(1) I (107000024)	芦屋市劔谷(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
朝日ヶ丘 I (107000026)	芦屋市朝日ヶ丘町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
山芦屋(2) I (107000029)	芦屋市山芦屋町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

(別図1から別図15までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市都市建設部防災安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課
〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

平成29年10月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月15日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
日吉(1) I (119000001)	小野市日吉町・長尾町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
栄 I (119000007)	小野市栄町(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

栄Ⅱ (119000009)	小野市栄町（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
脇本Ⅱ (119000010)	小野市脇本町（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
長尾Ⅲ (119000018)	小野市長尾町・天神町（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
脇本(2)Ⅱ (119000023)	小野市脇本町（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

（別図1から別図6までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
平成29年10月4日（水）から同月18日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課
〒673-1431 加東市社字西柿1075—2
 - (3) 提出期限
平成29年10月18日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月15日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンモール猪名川
所在地 川辺郡猪名川町白金二丁目1番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 三井住友信託銀行株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
代表者の氏名 橋本 勝
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (i) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅本和典

株式会社ジーフット	名古屋市千種区今池三丁目4番10号	松井博史
岡野食品産業株式会社	姫路市御国野町国分寺391	岡野吉純
外30者		
(2) 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎双一
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	堀江泰文
株式会社オカノベーカーリー	姫路市御国野町国分寺391	岡野吉純
外29者		

4 変更年月日

平成29年4月1日ほか

5 届出年月日

平成29年8月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年9月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年1月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

## 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス姫路英賀店

所在地 姫路市飾磨区英賀字浜新田乙18番1ほか

## 2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

## (1) 騒音発生に係る事項

ア 「夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値」の予測結果が、予測地点b、cにおいて、設備の稼働音により朝・夕の規制基準及び夜間の規制基準を超過しており、「環境の保全と創造に関する条例」に基づく「工場等における規制基準」を超過するおそれがあるため、騒音対策について十分に検討されたい。

イ 「平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出根拠」の予測結果の「予測地点における騒音レベルの変動・衝撃音」が予測地点B、Cにおいて、朝・夕の規制基準を超過し、予測地点Dにおいても、昼間の規制基準及び朝・夕の規制基準を超過している。「環境の保全と創造に関する条例」に基づく「工場等における規制基準」を超過するおそれがあるため、騒音対策について十分に検討されたい。

ウ 付帯設備である冷凍機用室外機の一部が「環境の保全と創造に関する条例」の第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」に該当しているため、条例に基づく設置届出を確実に行われたい。

エ その他の設備についても、関係法令を確認の上、該当施設がある場合は届出を提出されたい。

## (2) 街並みづくり等への配慮に関する事項

景観法に基づく景観計画区域内の行為届出が必要であるため、留意されたい。

(3) 開発行為に関する事項

「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の第12条第1項の規定に基づく事業計画事前申請書を提出されたい。

(4) 駐車場に関する事項

出口付近の構造について、当該出口から2メートル後退した車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する歩行者の存在を確認できるようにされたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成29年9月26日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アスパ高砂ショッピングセンター

所在地 高砂市緑丘二丁目1番40号

2 同法第8条第1項の規定により高砂市から聴取した意見の概要

(1) 新たに設ける出入口は、歩行者の通行に配慮した構造とされたい。また、将来、市による道路引取りを希望する部分については、車両乗り入れに耐える舗装構成とされたい。

(2) 騒音苦情が出た際には、対応されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年9月26日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市阿弥陀町北池字村前77番1、77番2、78番、81番、82番1の一部、97番2の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市米田町島2番地

ヤング開発株式会社 代表取締役 伊藤勝之

3 許可年月日及び許可番号

平成29年7月10日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-28-2号（28高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町南野添一丁目19番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古郡播磨町野添396番地  
大 江 勇
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年 6月26日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－9号（29播磨）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市和田町字井ノ畑855番、856番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
小野市王子町882番地  
板井建設株式会社 代表取締役 板 井 敏
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年 3月27日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－28号（28西脇）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市龍野町日山字篠切73番1、73番5、73番6、74番1、74番3から74番7まで、74番9、75番1から75番3まで、76番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市東今宿三丁目11番2号  
ヤハタホールディング株式会社 代表取締役 香 山 真 介
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年 8月10日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－14－3号（28たつの）

**公 安 委 員 会 告 示**

**兵庫県公安委員会告示第295号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成29年9月6日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成29年 9月26日

兵庫県公安委員会  
委員長 三宅知行

委嘱をした者

| 氏 名     | 連 絡 先                | 活 動 区 域    |
|---------|----------------------|------------|
| 松 末 衛   | 明石警察署 (078) 922-0110 | 明石警察署の管轄区域 |
| 岡 部 和 彦 |                      |            |



兵庫県公安委員会告示第296号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に定める地域交通安全活動推進委員の委嘱を平成29年9月6日付けで解いたので、公示する。

平成29年9月26日

兵庫県公安委員会  
委員長 三宅知行

委嘱を解いた者

| 氏 名     | 活 動 区 域    |
|---------|------------|
| 谷 崎 謙 治 | 明石警察署の管轄区域 |
| 山 添 穂   |            |

正 誤

○平成12年3月29日付け（兵庫県公報第3号外）  
情報公開条例施行規則（平成12年兵庫県教育委員会規則第6号）中

| (ページ) | (行)   | (誤)            | (正)            |
|-------|-------|----------------|----------------|
| 16    | 上から19 | 1 文書、図面又は写真の場合 | 1 文書、図画又は写真の場合 |



○平成12年3月31日付け（兵庫県公報第7号外）  
情報公開条例施行規則（平成12年兵庫県規則第29号）中

| (ページ) | (行)   | (誤)            | (正)            |
|-------|-------|----------------|----------------|
| 14    | 上から19 | 1 文書、図面又は写真の場合 | 1 文書、図画又は写真の場合 |



○平成14年3月29日付け（兵庫県公報第14号外）  
情報公開条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第4号）中

| (ページ) | (行)   | (誤)            | (正)            |
|-------|-------|----------------|----------------|
| 40    | 上から21 | 1 文書、図面又は写真の場合 | 1 文書、図画又は写真の場合 |